

研究ノート

欧州議会の選挙とその争訟に関する法制度

小 舟 賢*

- I はじめに
- II 欧州議会の選挙法制
- III 欧州議会の選挙結果の審査権限
- IV 欧州議会選挙に関する訴訟
- V おわりに

I はじめに

本稿においては、欧州議会の選挙とその争訟に関する法制度について考察する。というのも、これまでに欧州議会の選挙争訟を概観した日本の文献は見あたらず¹⁾、ここに紹介する意義があるのではないかと考えたからである。

また、このことは、欧州法の漸進的な統合過程を明らかにするための試論ともなりうると考えたからである。すなわち、一方において、欧州議会の選挙法制は、その大枠が、EC一次法たる直接選挙法によって定められていることから、欧州統一的な共通性を有している。他方、欧州議会選挙は、各構成国の選挙法制に基づいて各構成国の担当官庁によって実施される。このことから、欧州議会の選挙法制は、各構成国の選挙法制の独自性をも兼ね備えている。欧州議会の選挙法制およびそれに対応する選挙争訟は、このような二面性を有しながらも、欧州統一的な共通性を強化する方向に歩んでおり、ここに欧州法の漸進的な統合過程の一端を垣間見ることができるのではないかと考える。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第5巻第1号2006年3月 ISSN 1347-0388
 ※一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 欧州議会の直接選挙制度を詳細に研究する論攷には、金丸輝男『ヨーロッパ議会』（成文堂、1982）、児玉昌己「一九九八年の欧州議会選挙法案とEUの議会制民主主義」同『欧州議会と欧州統合』（成文堂、2004、初出1999）224頁以下がある。

本稿においては、以上の観点から、Ⅱ章において欧州議会の選挙法制を、Ⅲ章およびⅣ章において欧州議会の選挙争訟を考察する。最後に、Ⅴ章において、それらの法制度の展望について検討を行い、本稿のまとめとしたい。

Ⅱ 欧州議会の選挙法制

欧州議会は、理事会、欧州委員会、欧州裁判所、会計検査院とならぶ、EUの主要機関の一つであり（EC条約7条）、EUの諸活動に対して民主的なコントロールを行うことを目的としている。当初、欧州議会に対しては諮問機関的な位置づけがなされており、欧州議会は、委員会との関係においてはこれを政治的に統制する機関として、また、理事会との関係においては勧告を行う機関として想定されていた²⁾。

そして、現在においても、欧州議会は、単独で立法府を構成しているわけではなく、EUにおける立法過程の一部を担うにとどまっている³⁾。すなわち、国家議会のような民主的基盤を有する立法府を志向して、欧州議会の権限は、条約改正のたびに強化されてきた。にもかかわらず、欧州議会の立法権限は、いまだ国家議会の水準におよんでいないのが現状である。

他方において、欧州議会は、欧州統合の深化とともにその役割を拡充していることも確かである。今日においては、欧州議会は、理事会との共同決定権を含む広範な立法参加権を有している。また、1979年に直接選挙が導入されて以降、欧州議会は、各構成国の法制に基づいて民主的に選挙された欧州議会議員によって構成されている。このように、欧州議会は、連合市民からの付託を受けたEUの民主的基盤として、今後ますます重要な役割を担うことが期待される。

本章においては、当初は政治的制度として成立し、その後に構成国ごとの法制度となり、そして現在に至るまで構成国間の選挙制度の統合が少しずつ進められている段階にある、欧州議会の選挙制度を考察する。

2) 庄司克宏『EU法 基礎篇』（岩波書店、2003）46頁。

3) 同上。EC分野における立法・政策決定手続については、庄司・前掲注2）53頁以下を参照。

1 欧州議会の構成および議員の選出

欧州議会の構成および議員の選出については、EC条約190条(旧138条)が規律している。

欧州議会議員は、前身の共同総会以来、長らくの間、各構成国の国会議員の互選により選出されていた。これは、最初の直接選挙によって選出された議会が招集されるまでの間における、欧州議会議員の選出方法として、当時のEEC条約138条1項において規定されていた。

そして、その後、欧州議会の民主的正統性を高めることを目的として、1976年9月20日に「直接選挙法(Direktwahlakt)」⁴⁾が採択された。これによって、欧州議会議員が直接普通選挙によって選出されることとなった。

この直接選挙法は、当時のEEC条約138条3項(現在のEC条約190条4項)を根拠に、欧州議会が法案を起草し、これを理事会が全会一致によって議決し、各構成国が批准する、という特殊な手続を経て成立している。このような経緯から、EC法において、この直接選挙法は、EC条約に準ずる一次法⁵⁾として評価されており、欧州裁判所は、その解釈および適用について権限を有するとされている⁶⁾。

EC条約190条4項は、もともと、欧州議会選挙につき「すべての構成国において統一的な」手続を制定することを予定していた。しかし、本項を根拠にして制定された直接選挙法は、わずか16条からなる簡潔な内容のものである。すなわ

4) Akt zur Einführung allgemeiner unmittelbarer Wahlen der Abgeordneten des Europäischen Parlaments, ABl. Nr. L 278 v. 8. 10. 1976, S. 1; この1976年旧法の邦訳には、金丸・前掲注1) 331頁以下がある。なお、現在の直接選挙法は、2002年に改正されたものである(Beschluss des Rates v. 25. 7. 2002 u. 23. 9. 2002 zur Änderung des Akts zur Einführung allgemeiner unmittelbarer Wahlen der Abgeordneten des Europäischen Parlaments im Anhang zum Beschluss 76-787-EGKS, EWG, Euratom, ABl. Nr. L 283 v. 21. 10. 2002, S. 1)。

5) EC法の法源のうち、成文形式のものには、第一に設立条約たるEC法およびその改正条約(一次法)、第二にECが第三国または国際機構と締結した国際協定(条約)、第三にEC条約に基づく立法たる派生法(二次法)がある。このうち、一次法は、その派生法である二次法に優先する(庄司・前掲注2) 109頁)。

6) *Haag/Bieber*, Artikel 190 EG, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), *Kommentar zum Vertrag über die Europäische Union und zur Gründung der Europäischen Gemeinschaft*, 6. Aufl., Bd. 4, 2003, Rn. 38.

ち、直接選挙法は、「すべての構成国において統一的な」選挙手続を網羅的に定めるのではなく、そのうちの主要なものについてのみを定め⁷⁾、残りの選挙手続については構成国にその形成を委ねている。これにより、実際の欧州議会の選挙制度においては、直接選挙法に基づき、構成国がそれぞれ独自に国内法を制定する、という方式がとられている。

このような欧州議会選挙法制に基づいて、欧州議会の直接選挙は、1979年より五年ごとに実施されている。また、2002年には直接選挙法が改正され⁸⁾、欧州議会の選挙制度が名簿式または単記移譲式の比例代表制に限定されることとなった⁹⁾（1条1項）ほか、2004年の欧州議会選挙以降、構成国の議会において議席を有する者については欧州議会の議員資格を認めないこととなった（7条2項）。

2 居住地国における欧州市民の選挙権および被選挙権

欧州議会選挙に関する一次法上の規定としては、このほかに、選挙権および被選挙権について規定したEC条約19条2項が存在する。この規定は、1992年のマーストリヒト条約において「連合市民権」の概念が導入された際に挿入された。これにより、本国以外の構成国に居住している連合市民に対して、居住地国における欧州議会への選挙権および被選挙権が保障されることになった。この規定が挿入されたことを受けて、1993年に理事会指令¹⁰⁾が採択された。この理事会指令は、選挙権および被選挙権などについての基本原則や、構成国による選挙人名簿

7) 任期（5条）、議員の身分保障（6条）、兼職禁止（7条）、国内法への委任（8条）、二重投票の禁止（9条）、選挙期間（10条、11条）、選挙結果および選挙審査（12条）、欠員（13条）などが定められている。さらに、2002年の改正によって、比例代表制および普通・直接・自由・秘密選挙の原則（1条）、選挙区等の設置の容認（2条）、いわゆる5%阻止条項の容認（3条）、選挙費用の上限設定権限（4条）の規定などが、新たに追加された。

8) この2002年改正直接選挙法の前案として1998年に欧州議会が採択した選挙法案について、児玉・前掲注1）を参照。

9) 2002年の直接選挙法改正に先立ち、すでに1999年の欧州議会選挙から、すべての構成国において比例代表制が採用されていた。

10) Richtlinie 93/109/EG des Rates v. 6. 12. 1993 über die Einzelheiten der Ausübung des aktiven und passiven Wahlrechts bei den Wahlen zum Europäischen Parlament für Unionsbürger mit Wohnsitz in einem Mitgliedstaat, dessen Staatsangehörigkeit sie nicht besitzen, ABL Nr. L 329 v. 30. 12. 1993, S. 34.

への登録義務を定めており、これらの国内法化を構成国に求めている¹¹⁾。

3 選挙法原理

欧州議会の選挙法原理については、EC条約190条1項が、直接普通選挙の原理のみを掲げている。しかし、その他にも、各構成国において確立されている自由選挙、平等選挙および秘密選挙の原理が欧州議会選挙においても妥当すべきことが、直接選挙法を制定する際に合意されている¹²⁾。そして、このうち、自由選挙および秘密選挙の原理については、2002年改正の直接選挙法1条3項がこれらを明記している。

しかしながら、これらの選挙法原理（特に平等選挙の原理）においては、一次法上の制約がいくつか存在する。すなわち、EC条約190条2項において、欧州議会の各構成国別の定数は、各構成国の有権者数に正確に比例させるのではなく、「共同体に参加する諸国の国民を適切に代表する」（同項後段）ことに配慮した、小国に有利な配分となっている。また、直接選挙法の枠内において認められる構成国ごとの国内選挙制度において生じる差異も、一次法上の制約である¹³⁾。¹⁴⁾

III 欧州議会の選挙結果の審査権限

欧州議会の選挙結果を審査する権限については、直接選挙法12条¹⁵⁾において規

-
- 11) EC条約19条が定める欧州市民の政治的権利につき、シュテファン・カーデルバッハ著、山内惟介編訳「ヨーロッパ連合市民権」同『国際法・ヨーロッパ公法の現状と課題』（中央大学出版部、2005）46頁以下を参照。
 - 12) *Haag/Bieber*, Artikel 190, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 11.
 - 13) この例として、名簿式比例代表制によるか、単記移譲式比例代表制によるか（同法1条1項）の立法選択による差異や、最低得票率を5%以下に設定した阻止条項をもうけるか否か（同法3条）の立法選択による差異が挙げられる。
 - 14) その他にも、普通選挙の原理の例外として、イギリスの属領であるジブラルタルの住民に対して直接選挙法の適用が排除されていることが挙げられる。しかし、これについては、後述の欧州人権裁判所の *Matthews* 判決によって、イギリスによる欧州人権条約違反と評価されている（IV章3節参照）。
 - 15) 「欧州議会は議員の議席（Mandate）を審査する。この目的のため、欧州議会は、構成国によって公式に発表された選挙結果に留意し、かつ、（この法において参照される国内規定を除く）この法の規定を根拠に提起されうるであろういかなる論点をも裁断する。」

定が存在する。

欧州議会の選挙結果は、各構成国における、欧州議会選挙を担当する官庁によって確定される。通常、この構成国における担当官庁は、国内の選挙結果を確定する機関と同一である。構成国は、選挙結果の公表を義務付けられており、欧州議会は、構成国によって公式に発表された選挙結果に留意する。

欧州議会の選挙審査には、二通りの手続が考えられる。すなわち、選挙結果を取り消す根拠として、(EC一次法たる)直接選挙法によるか、または、国内の欧州議会選挙法制によるかによって、選挙審査の手続が分かれることとなる¹⁶⁾。また、どちらのルートを取るかによって、その審査結果を争う訴訟形態も変わる。

このうち、欧州議会自身による選挙審査は、前者の根拠に基づく手続である。すなわち、欧州議会は、直接選挙法に違反する事項についてのみ、選挙審査の権限を有しており、構成国内の選挙法制に違反する事項については、審査権限を有していない(直接選挙法12条、欧州議会運営規則¹⁷⁾3条1項)¹⁸⁾。欧州議会は、構成国から受領した選挙結果に関する通知に依拠して、選挙審査を実施する(同規則3条2項前段)。欧州議会の審査権限の対象は、実際には、兼職禁止(直接選挙法7条)に関する事項が中心となっており、その他においては、構成国による選挙結果の通知が適法になされたかについての問題等に制約される¹⁹⁾。

そして、欧州議会は、実施した議席審査の結果について、議決(Beschluss)によって裁定を下す。この議決によって議席が取り消されない限り、この議決は、構成国によって確定された選挙結果に変動を与えることはない²⁰⁾。

16) *Haag/Bieber*, nach Artikel 190 – Direktwahlakt, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 39.

17) *Geschäftsordnung des Europäischen Parlaments*, 16. Auflage, Juli 2004.

18) 直接選挙法12条括弧書による制約のため、構成国内の選挙法制が直接選挙法に適合しているかを審査する権限については、欧州議会はこれを有しないものと解されており、このことが欧州議会運営規則3条1項において確認されている。しかし、国内の選挙法制が直接選挙法の文言に明確に違反している場合においては、国内法規定を含めて欧州議会により審査されるべきとする主張もある。直接普通選挙原則に明確に違反する旧アイルランド選挙法の規定が問題となった事例につき、vgl. *Haag/Bieber*, nach Artikel 190 – Direktwahlakt, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 39.

19) *Haag/Bieber*, nach Artikel 190 – Direktwahlakt, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 39.

IV 欧州議会選挙に関する訴訟

欧州裁判所は、特段の選挙審査権限を有していない。そのため、欧州裁判所における選挙訴訟は、通常の EC 法訴訟ルートにおいてなされなければならない。

1 EC 条約230条に基づく取消訴訟のルート

欧州議会の選挙結果につき、欧州議会が直接選挙法12条に基づいて審査結果を議決した場合は、EC 条約230条の取消訴訟において、同条4段によりこの議決の関係人が、同条2段により構成国、理事会および委員会が、この議決の取消を欧州裁判所（第一審裁判所を含む）に求めることができる²¹⁾。

EC 条約230条に基づく取消訴訟は、まず第一に、構成国、理事会および委員会に対して「特別待遇の提訴者」としての地位を付与しており、これらが欧州裁判所に取消訴訟を提起することについて、原告適格における問題は存しない。第二に、欧州議会の議決の関係人の場合は、その議決が①立法的なものではなく、②「自己に直接かつ個別的に関係する」ものである必要がある。欧州議会が行う議決 (Beschluss) は、特に名宛人を有しない行為であるが、その議決においてなされる議席の取消によって自己の議員資格を喪失する者には、この議決が、特定の名宛人を有する決定 (Entscheidung) と同視することができるため、原告適格が認められうる。これに対して、自己の議員資格の喪失に関係のない第三者については、原告適格を認めることは困難であろう²²⁾。

2 EC 条約234条に基づく先決裁定手続のルート

次に、欧州裁判所におけるもう一つの訴訟ルートとして、EC 条約234条に基づく先決裁定 (Vorabentscheidung) 手続によることも考えられる。すなわち、

20) Ebd.

21) *Haag/Bieber*, nach Artikel 190 – Direktwahlakt, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 39.

22) なお、ある構成国市民が、欧州議会に送付した質問状に対する欧州議会からの回答をもって、欧州議会を相手取り取消訴訟を提起したケースにおいては、この回答の通知を、EC 条約230条 (旧 EEC 条約173条) における決定の通知と同視することはできないとして、欧州裁判所は原告の訴えを却下している (Miethke 判

構成国内の選挙訴訟において、EC法、とりわけ直接選挙法に関する違反が争われている場合、国内裁判所は、この問題を欧州裁判所（現在のところ第一審裁判所を含まず）に付託することができる²³⁾。

国内裁判所は、必ずしもEC法について熟知しているわけではないことから、EC法の効力および解釈に関する問題について、欧州裁判所に付託して先決裁定を受け取り、それを当該事件に適用することができる。これが、先決裁定手続である。また、当該国内裁判所が最終審である場合においては、原則として欧州裁判所に付託しなければならない（義務的付託）。

先述の取消訴訟においては、原告適格の厳格な要件が問題となりうるが、先決裁定手続においては、すでに国内裁判所において国内法における原告適格の問題がクリアされているであろうことから、先決裁定を求める際には特段の要件をみたす必要はない。また、欧州裁判所は、先決裁定によってEC法の無効を宣言することができ、EC法の解釈に関する先決裁定は、付託を行った国内裁判所のみならず、類似事件を取り扱う他の国内裁判所をも拘束する。

構成国のうち、例えばドイツについては、欧州議会選挙の審査につき、(ドイ

決 (EuGH, Rs. C-25/92, Slg. 1993, I-473 *Miethke/EP*))。

- 23) *Haag/Bieber*, nach Artikel 190 – Direktwahlakt, in: von der Groeben/Schwarze (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 6), Rn. 39.
- 24) Gesetz über die Wahl der Abgeordneten des Europäischen Parlaments aus der Bundesrepublik Deutschland, in der Fassung der Bekanntmachung v. 8. 3. 1994 (BGBl. I S. 423, 555, 852), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes v. 15. 8. 2003 (BGBl. I S. 1655).
- 25) 「1. 選挙の適法性に関しては、選挙審査手続において決定される。
2. 選挙審査手続においては、選挙審査法の規定が適用される。(後略)
3. 選挙審査手続におけるドイツ連邦議会の決定に対して、連邦憲法裁判所への訴願が認められる。自己の議員資格に異議を申し立てられている議員、少なくとも百名の有権者が参加している場合はドイツ連邦議会によって異議が却下されている有権者、またはドイツ連邦共和国選出の少なくとも八名の欧州議会議員グループは、ドイツ連邦議会の議決から二ヶ月以内に、連邦憲法裁判所に訴願を提起することができる。その訴願は、この期間内に理由付けられなければならない。連邦憲法裁判所への訴願においては、連邦憲法裁判所法の規定が適用される。
4. その他の点において、選挙手続に直接関係する決定および措置は、この法律ならびに選挙施行令において予定された法的手段によってのみ取り消されうる。」
- 26) Wahlprüfungsgesetz v. 12. 3. 1951 (BGBl. I S. 166), zuletzt geändert am 28. 4. 1995 (BGBl. I S. 582).

ツ国内法である) 欧州議会選挙法 (EuWG)²⁴⁾ 26条²⁵⁾において規定が存在する。欧州議会選挙の審査手続には、ドイツ国内の法制 (選挙審査法²⁶⁾) が適用され、ドイツ連邦議会による議決は、欧州議会選挙法26条3項に基づき憲法訴願の対象となる。この憲法訴願において、EC法、とりわけ直接選挙法の解釈につき争いがある場合、ドイツ連邦憲法裁判所は、先述の先決裁定手続をとることができ、また、原則としてとらなければならない (EC条約234条後段)。

3 欧州裁判所以外の訴訟ルート

その他特殊な事例として、(EUの機関ではない²⁷⁾) 欧州人権裁判所²⁸⁾において、欧州議会の選挙権につき争われたものがある (Matthews 判決²⁹⁾)。

本件は、ジブラルタル在住のイギリス市民が、欧州議会選挙の選挙人として登録するよう申請したところ、直接選挙法附則 II (現 I) において欧州議会の選挙権がイギリス本国に限定されていることを理由に、欧州議会選挙権が認められなかったため、イギリスによる欧州人権条約第一議定書3条 (自由選挙に関する権利) 違反を主張して、欧州人権委員会 (当時) に申立を行った、という事例である。直接選挙法附則 II は、「連合王国は、本法の規定を連合王国においてのみ適用する」としており、この規定は、イギリスの属領であるジブラルタルにおける

27) 欧州人権条約において、ECは当事者として入っていないものの、EC構成国はすべて同条約の締約国に入っている。ECは、その法秩序において人権カタログを有していないとの批判等から、EC自身による同条約への加入を長年において検討していた。そして、この加入問題は、欧州憲法条約によって一応の解決を見る予定であった (同条約 I-9 条 2 項)。欧州憲法条約草案の起草会議 (コンベンション) においてなされた、欧州人権条約加入問題に関する議論について、中西優美子「欧州憲法条約草案における EU 基本権憲章」海外事情51巻10号 (2003) 46頁以下参照。

28) 欧州人権裁判所は、欧州人権条約の実施機関として設置されている。欧州人権裁判所は、締約国および現実に人権を侵害された個人による申立を受けて、同条約およびその議定書に適合するか否かを認定する。不適合とされた国内措置を是正する権限は、各締約国に委ねられており、裁判所は国内措置を取り消したり、一定の作為を命令することはできない (畑博行=水上千之編『国際人権法概論』(第三版、有信堂、2002) 237頁以下)。

29) Application No. 24833/94, *Matthews v. the United Kingdom*, Judgement of 18 February 1999 [1999] 28 E. H. R. R. 361. 同判決の日本における評釈として、庄司克宏「欧州議会選挙権と欧州人権条約」貿易と関税48巻9号 (2000) 81頁以下。

本法の適用を排除する趣旨と解されている。本件においては、「イギリスが、属領であるジブラルタルにおいて欧州議会選挙を実施しなかったことに対して、欧州人権条約上の責任を負うとみなされうるか³⁰⁾」などの点が争われた。

これについて、欧州人権裁判所は、イギリスの責任を認める判決を言い渡している。すなわち、(条約としての性格を有する)直接選挙法の制定によって、イギリスから EC に権限が委譲された後においても、欧州議会において「自由選挙に関する権利」をジブラルタル住民に保障すべき責任は、欧州人権条約の締約国であるイギリスに存続している、と判断した。

V おわりに

本稿のまとめに際して、まず、欧州憲法条約³¹⁾との関係について若干付言する。欧州憲法条約は、I-46条1項において「連合の運営は、代表民主主義に基づく」とうたっているとおり、欧州議会の権限を強化する内容となっており、同条約が発効することになれば、欧州議会は、これによりまた一步「議会」としての内実を固めることとなるはずであった。

しかしながら、2005年5月にはフランスにおいて、同年6月にはオランダにおいて、欧州憲法条約批准の可否を問う国民投票は、同条約の批准を否決する結果となった。これらの結果を受けて、現在、各構成国における欧州憲法条約の批准作業は難航しており、同条約の発効が危ぶまれる状況にある。ただし、欧州議会の選挙法制については、欧州憲法条約はアムステルダム条約における枠組み³²⁾を維持し、現状の規定内容と同じような内容となっている。このことから、欧州憲法条約は、EU 統一的な手続の整備を性急に求めるのではなく、これまで通り、構成国間の選挙制度を少しずつ着実に統合する方針に即したものであると考えら

30) 庄司・前掲注29) 80頁。

31) ABL Nr. C 310 v. 16. 12. 2004, S. 1. なお、欧州憲法条約を日本語において翻訳および解説したものに、中村民雄「欧州憲法条約—解説及び翻訳—」衆憲資第56号(2004)、小林勝監訳『欧州憲法条約』(御茶の水書房、2005)がある。

32) 欧州議会は、アムステルダム条約以前における EC 条約138条が定めていた欧州議会選挙制度の統一手続を厳格に解釈しすべての構成国に同一の選挙手続を求め、という方法を当面棚上げにし、「共通の諸原則」において構成国ごとに不統一の選挙手続を調和させていく方法を選んだ(児玉・前掲注1) 246頁)。

れる。

また、欧州議会の選挙法制は、その大枠を定める直接選挙法に基づいて、各構成国ごとに制定されており、この状況に変わりはない。このことから、欧州議会の選挙争訟の中心となるのは、今後も、国内裁判所における選挙争訟およびそれにより付託される欧州裁判所における先決裁定手続であろう。

他方、選挙法制において、欧州統一的な法制に向けた大きな変化がみられた。そもそも、選挙法制は、たとえばイギリスにおける小選挙区制やドイツにおける5%阻止条項など、それぞれの歴史的背景や民主主義に対する考え方から、もともと各国において独自性の強い領域であった。このような領域において、各構成国全域における民意の反映を目指して³³⁾、欧州議会の選挙制度が比例代表制に限定されたことは、欧州統一化に向けた前進と評価することができよう³⁴⁾。

EUにおいては、以前から、「民主主義の赤字」論などの、EUの民主的正統性に関する批判が強い。それゆえ、EUの主要機関のうち唯一連合市民を直接代表する機関として、欧州議会においては、EUの民主的正統性を高める役割が強く期待されている。このように、欧州議会選挙法の統合は、欧州議会の民主的正統性の高める方向において、今後も少しずつ進められていくものと思われる。

-
- 33) もっとも、各構成国の地域的特殊性を考慮して、例外的に選挙区等を導入することも認められている（直接選挙法2条）。
- 34) 吉田善明「ヨーロッパ議会代表の選挙法制—イギリス代表の選出過程を中心に」法律論叢61巻4＝5号（1989）188頁は、二大政党制を志向するイギリス議会とは違った役割を期待されている欧州議会の選挙において、イギリスが小選挙区制をとり続けていたことに対し、疑問を投げかけていた。阻止条項の設定と小選挙区制の問題について、児玉・前掲注1）234頁以下参照。